

国立大学法人鹿屋体育大学学長の解任の申出に関する規則

〔平成27年10月23日〕
規則第36号

改正 令和4年3月14日
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則（平成27年規則第28号。以下「選考会議規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学学長（以下「学長」という。）の解任の申出に関し必要な事項について定めるものとする。

(解任の申出)

第2条 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）は、学長に次の事由が存する場合、その他学長たるに適しないと認める場合には、審査の上、その議決に基づき、文部科学大臣に対し学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 前各号に規定するもののほか、学長の職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。

(報告)

第3条 選考会議は、国立大学法人鹿屋体育大学監事規則第4条の規定による報告を受けたとき、又は前条各号に該当するおそれがあると認めるときは、学長に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができる。

(手続)

第4条 選考会議議長は、次の各号のいずれかにより、学長の解任について理由を付して請求があった場合は、速やかに選考会議を開催し、解任について議決するものとする。

- (1) 選考会議委員の3分の1以上の者の署名により請求があった場合
- (2) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会委員の3分の2以上の者の署名により請求があった場合
- (3) 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会評議員の3分の2以上の者の署名により請求があった場合
- (4) 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則（平成27年規則第29号）第13条に掲げる投票資格者（解任請求を行う日における投票資格者のうち、役員を除いた者）の3分の2以上の者の署名により請求があった場合

2 選考会議は、前項の審議を行うにあたっては、学長に対し、口頭又は書面で陳述する

機会を与えなければならない。

- 3 選考会議は、第1項の審議を行うにあたっては、請求のあった同項に掲げる機関の関係者から意見を求めるほか、必要に応じ、その他の関係者からの意見を求めることができる。
- 4 選考会議は、必要に応じて、調査委員会を設置することができる。
- 5 学長解任の申出を決定するにあたっては、選考会議規則第7条第2項ただし書きの規定により、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(解任審査の通知)

第5条 選考会議は、学長の解任の議決をしたときは、その結果を速やかに学長及び解任議決請求の代表者に通知し、公示する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、学長解任の申出に関し必要な事項は、選考会議が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則 (令4.3.14規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。